

平成 19 年 度

健全化判断比率等審査意見書

松江市監査委員

監 第 108 号
平成 20 年 9 月 1 日

松江市長 松浦正敬 様

松江市監査委員 小松原 操
松江市監査委員 伊原正人
松江市監査委員 田村昌平

平成19年度決算に基づく健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成19年度決算に基づく健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)等及び平成19年度決算に基づく資金不足比率等について審査を行ったので、意見を提出します。

平成19年度 健全化判断比率等審査意見書

第1 審査の対象

平成19年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成20年7月15日から平成20年9月1日まで

第3 審査の方法

審査にあたっては、市長から送付された健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係諸帳簿、証憑書類により調査照合し、適正に算定されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された平成19年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。これらに対する審査意見は特にない。

健全化判断比率

(単位：%)

| 区 分 | 平成19年度 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|--------|---------|--------|
| 実質赤字比率 | - | 11.26 | 20.00 |
| 連結実質赤字比率 | - | 16.26 | 40.00 |
| 実質公債費比率 | 20.9 | 25.0 | 35.0 |
| 将来負担比率 | 221.8 | 350.0 | |

(注)実質収支または連結実質収支が黒字の場合、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は「-」で表示される。

実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額が標準財政規模に占める割合

連結実質赤字比率は、全会計の実質赤字額が標準財政規模に占める割合

実質公債費比率は、一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合

平成19年度 資金不足比率等審査意見書

第1 審査の対象

平成19年度決算に基づく公営企業会計ごとの資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成20年7月15日から平成20年9月1日まで

第3 審査の方法

審査にあたっては、市長から送付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係諸帳簿、証憑書類により調査照合し、適正に算定されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された平成19年度決算に基づく公営企業会計ごとの資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

資金不足比率

(単位：%)

| 区 分 | | 平成19年度 | 経営健全化基準 |
|--------------------|------------------|--------|---------|
| 地方公営 企業法 適用 | 水道事業会計 | - | 20.0 |
| | ガス事業会計 | 2.1 | |
| | 自動車運送事業会計 | 86.2 | |
| | 駐車場事業会計 | - | |
| | 病院事業会計 | - | |
| 地方公営 企業法 非適用 | 簡易水道事業特別会計 | - | 20.0 |
| | 公設浄化槽事業特別会計 | - | |
| | 集落排水事業特別会計 | 278.6 | |
| | 下水道事業特別会計 | - | |
| | 湖南誘致企業団地建設事業特別会計 | - | |
| | 第二内陸工場団地建設事業特別会計 | - | |
| | 第二卸商業団地建設事業特別会計 | - | |
| 八雲地域開発事業特別会計 | 7.2 | | |

(注)資金不足が生じていない場合は、資金不足比率は「-」で表示される。

資金不足比率は、資金不足額が事業規模に占める割合

第5 審査意見

当年度の資金不足比率において、自動車運送事業会計で86.2%、集落排水事業特別会計で278.6%となり経営健全化基準の20.0%を大きく超過している。資金不足を生じている各公営企業会計の経営健全化に向けて、市全体としての取り組みを望むものである。